

平成30年1月吉日

会員会社代表者各位

法務・総務・海外事業担当役員様

株式会社 自動車部品会館

(協賛(一社)日本自動車部品工業会)

## 「中国ビジネスをめぐるリスクマネジメントセミナー ～税関トラブルと商業賄賂リスクを中心に～」

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の事業につきまして、ご高配とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

2018年は中国共産党の習近平政権の2期目が本格的に始まり、各方面における改革がさらに推進されることが予想されます。各種制度の合理化が図られる一方で取り締まりも強化され、対中進出企業への影響も避けられないことから、引き続き動向に注視することが求められます。

税関の分野においては、2017年に全国的な税関一体化が実現した一方で、中国政府の33部門が連携して税関信用喪失企業に対する共同処罰を実施する旨の覚書が締結されるなど、輸出入・生産企業に対する取締りや管理の更なる強化が図られています。特に、過去数年間ではロイヤルティの対外送金をめぐる税関とのトラブルが多発しており、追徴課税を命じられる日系企業の数が増えるほか、税関総署査察司は2017年6月より対外的なロイヤルティ支払の状況が存在する合計2万社あまりの輸出入企業を対象とした全国的な特別査察業務を開始しました。また、通関便利化に関する一連の改革措置の展開に伴い、事後査察を中心に、一般流通貿易業、製造業の外資系企業に対す

る税関検査が以前よりも強化されています。商品分類（HSコード）、輸入貨物申告価格などをはじめとする問題において、税追納のみにとどまらず、税関密輸取締局により社員の身柄拘束を含む密輸罪（法人犯罪）の嫌疑で捜査が行われ、企業への罰金、社員への懲役・拘留などの刑事罰に処されるケースが頻発しているのが現状です。

他方、商業賄賂の分野においては、世界各国で海外贈賄防止規制が強化される中、中国においても企業を対象とした商業賄賂の摘発が強化されており、日系企業が係わる事件も少なくありません。特に、中国では民間企業間の取引においても商業賄賂が成立するため、中国人従業員のみならず、日本人駐在員もその行為者として罰せられるリスクが存在します。それゆえ、中国において法令を遵守しながら、利益の最大化を図るためには、商業賄賂の判断基準をしっかりと理解し、その対策を講じることが重要になります。加えて、中国では不正競争防止法が改正され、2018年1月1日より施行開始となりましたので、その内容についても把握のうえ対応していくことが求められます。

そこで、税関トラブルや商業賄賂をはじめとする中国関連法務を長年にわたり中国現地で取り扱われてこられた劉新宇弁護士をモデレータに、陳天華弁護士、丁婕弁護士を講師にお招きし、中国ビジネスをめぐるリスクマネジメント～税関トラブルと商業賄賂リスクを中心に～と題して、**平成30年3月30日（金）**にセミナーを開催し具体的事例を挙げて分かりやすく日本語で解説していただきます。

研修内容の詳細は、別紙のとおりでございますので受講をご希望される方は別紙の受講申込書により、お申込下さいますようお願い申し上げます。

敬具

## セ ミ ナ ー の ご 案 内

### I. テーマ

# 「中国ビジネスをめぐるリスクマネジメントセミナー ～税関トラブルと商業賄賂リスクを中心に～」

### II. 講 師 :

金杜法律事務所

中国弁護士 劉 新 宇 氏 (北京事務所勤務)

中国弁護士 丁 婕 氏 (北京事務所勤務)

中国弁護士 陳 天 華 氏 (東京事務所勤務)

**※セミナーは全て日本語で講義いたします。**

### III. 日 程

開催日時：平成30年3月30日(金)

(午前10時00分～午後3時00分まで)

### IV. 開催場所：自動車部品会館 601会議室(6階)

東京都港区高輪1-16-15(同封地図参照)

電話03-5422-6351

### V. 受講料：30,000円【税込】(テキスト・昼食代を含む)

**(JAPIA会員会社は18,000円【税込】)(〃)**

---

#### ◎ 申 込 要 領

①受講申込書に受講者の会社名、住所、電話、所属、役職名及び氏名を明記して、3月23日(金)(必着)までにFAX又はメール及び弊社ホームページよりお申込ください。折り返し申込受付票をお送りいたします。万が一お申込み後に参加を取り消す場合は、必ず下記にご連絡下さいますようお願い致します。

②受講料の請求書を郵送致しますので、銀行振込にて3月23日(金)までにお支払ください。(振込手数料は貴社でご負担頂きますようお願い致します)

③受講希望者が収容定員になり次第締め切りとなります。

**★参加お申込み後のキャンセルは3月23日(金)までといたします。以後のキャンセルはお受けいたしかねます。代理の方にご出席いただくか後日テキストを郵送させていただきます。**

**★受講希望者が少数の場合は、中止となる場合がありますのであらかじめご了承ください。**

#### ◎ 申込先および問い合わせ先

自動車部品会館 総務部 飯島 電話：03-5422-6351

[ijjima@japia.or.jp](mailto:ijjima@japia.or.jp)

# 中国ビジネスをめぐるリスクマネジメントセミナー ～税関トラブルと商業賄賂リスクを中心に～

## I. セミナー要旨

2018年は中国共産党の習近平政権の2期目が本格的に始まり、各方面における改革がさらに推進されることが予想されます。各種制度の合理化が図られる一方で取り締まりも強化され、対中進出企業への影響も避けられないことから、引き続き動向に注視することが求められます。

税関の分野においては、2017年に全国的な税関一体化が実現した一方で、中国政府の33部門が連携して税関信用喪失企業に対する共同処罰を実施する旨の覚書が締結されるなど、輸出入・生産企業に対する取締や管理の更なる強化が図られています。特に、過去数年間ではロイヤルティの対外送金をめぐる税関とのトラブルが多発しているほか、通関便利化に関する一連の改革措置の展開に伴い、事後査察を中心に外資系企業に対する税関検査が以前よりも強化されています。税関密輸取締局により社員の身柄拘束を含む密輸罪（法人犯罪）の嫌疑で捜査が行われ、企業への罰金、社員への懲役・拘留などの刑事罰に処されるケースが頻発しているのが現状です。

他方、商業賄賂の分野においては、世界各国で海外贈賄防止規制が強化される中、中国においても企業を対象とした商業賄賂の摘発が強化されており、日系企業が係わる事件も少なくありません。特に、中国では民間企業間の取引においても商業賄賂が成立するため、中国人従業員のみならず、日本人駐在員もその行為者として罰せられるリスクが存在します。それゆえ、中国において法令を遵守しながら、利益の最大化を図るためには、商業賄賂の判断基準をしっかりと理解し、その対策を講じることが重要になります。加えて、中国では不正競争防止法が改正され、2018年1月1日より施行開始となりましたので、その内容についても把握のうえ対応していくことが求められます。

そこで、税関トラブルや商業賄賂をはじめとする中国関連法務を長年にわたり中国現地で取り扱われてこられた劉新宇弁護士をモデレーターに、陳天華弁護士、丁婕弁護士を講師にお招きし、「中国ビジネスをめぐるリスクマネジメント～税関トラブルと商業賄賂リスクを中心に～」と題して、具体的事例を挙げて分かりやすく日本語で解説していただきます。

## II. セミナープログラム（予定）

イントロダクション（劉 新宇 弁護士）

第一部：税関（丁 婕 弁護士）

1. 税関手続きの改革に向けた中国税関の施策

2. 税関審査の強化と査察部門の体制整備
3. ロイヤルティに関する中国税関の最新動向
4. 外資系企業が直面する税関トラブル事例
5. 貿易コンプライアンスの対応策

#### 第二部：商業賄賂（陳 天華 弁護士）

1. 商業賄賂防止をめぐる基礎知識
2. 最近の商業賄賂防止の実務状況
3. 不正競争防止法改正の要点
4. 営業利益の確保と商業賄賂の防止
5. 商業賄賂の監査体制と対応策の整備

#### ラップアップ（劉 新宇 弁護士）

### Ⅲ. モデレーター・講師プロフィール

#### ■劉新宇（りゅう しんう） 北京市金杜法律事務所 パートナー・中国弁護士

上海復旦大学法学部卒業後、中国労働省入省、同省直轄の企業集団会社勤務（総務副部長、法務部長）を経て、1995年北京莫少平法律事務所に入所。その後、早稲田大学大学院博士前期課程修了・修士（法学）、2001年に丸紅（株）入社、法務部中国法顧問を経て2005年金杜法律事務所入所、現在に至る。

中国政法大学大学院特任教授。中国人民大学税関・外貨法研究所共同所長。中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）仲裁人。得意分野は、会社法務、M&A、独禁法、労働人事、紛争解決、反商業賄賂、税関・外貨管理。

#### ■丁婕（てい しょう） 北京市金杜法律事務所 パートナー・中国弁護士

上海復旦大学を卒業後、北京大学法学院法学修士課程修了。大学院時代には、新潟大学法学研究科に留学。日本の法律事務所、豊田ファイナンス（中国）有限公司の勤務を経て、2007年金杜法律事務所入所。金杜法律事務所の日本業務チーム及び税関チームの主要メンバーとして、日系企業を含む多くの多国籍企業に対しリーガルサービスを提供しており、豊富な専門知識と実務経験を有している。中国人民大学税関・外貨法研究所事務次長。主な取扱分野は国際貿易・税関、外貨管理、外国投資、M&A、企業法務。

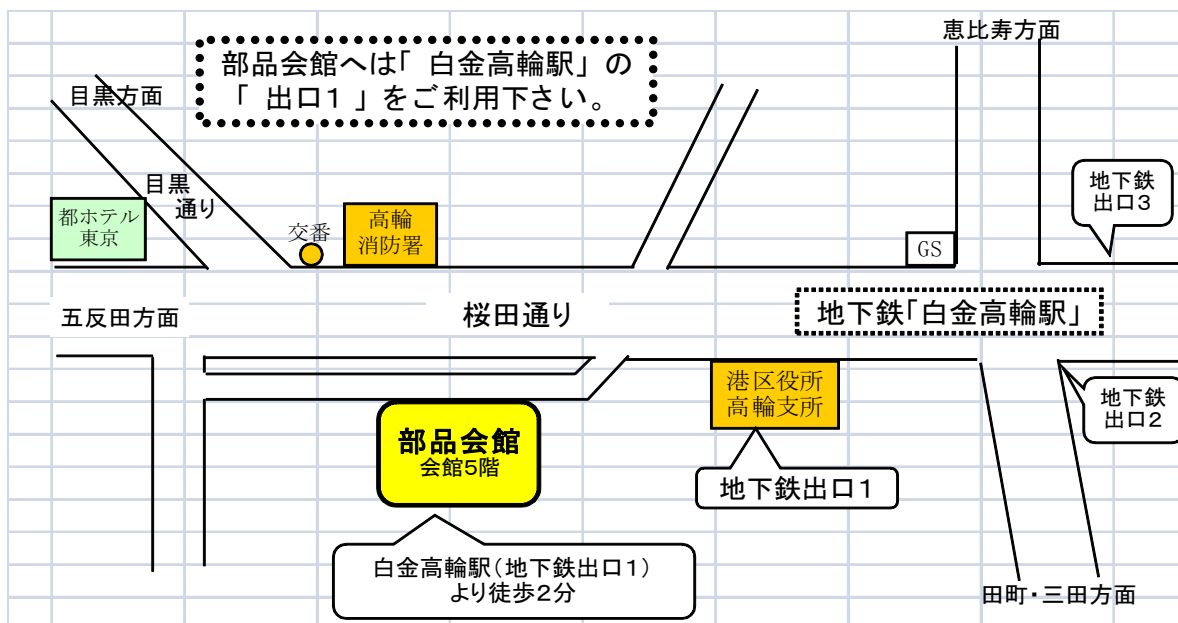
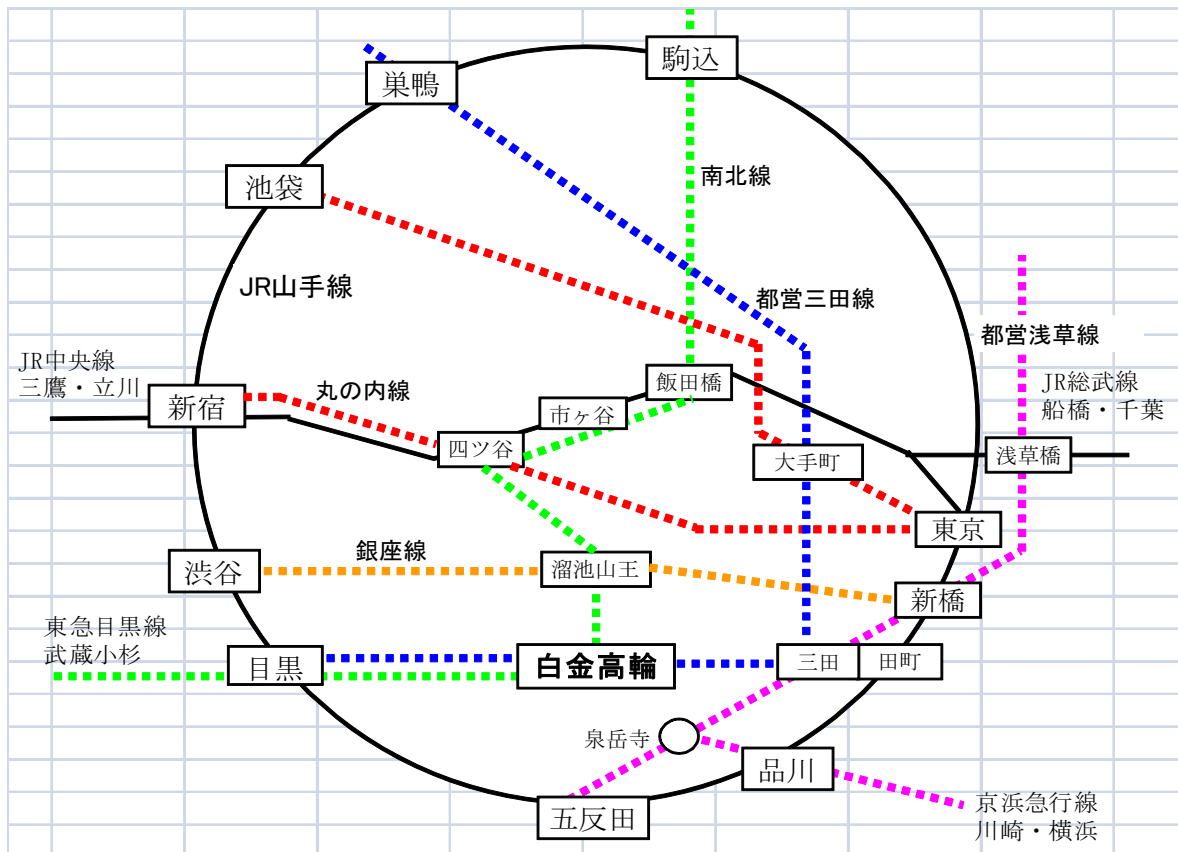
#### ■陳天華（ちん てんか） King and Wood Mallesons法律事務所外国法共同事業 パートナー・中国弁護士 外国法事務弁護士

中国内モンゴル師範大学卒業後、中国改革発展研究所に入所。その後、早稲田大学

大学院博士前期課程修了・修士（法学）、同後期課程単位取得。長谷川俊明法律事務所、丸紅（株）法務部中国法顧問を経て、2009年金杜法律事務所入所、現在に至る。中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）仲裁人、在日中国弁護士連合会長。得意分野は、国際貿易・税関管理、M&A、外国投資、企業再編・撤退。

## ㈱自動車部品会館ご案内図

部品会館の最寄り駅は、地下鉄南北線・都営三田線の「白金高輪」です。



# FAX 03-3447-5372

自動車部品会館 飯島宛

2018年3月30日

「中国ビジネスをめぐるリスクマネジメントセミナー」申込書

---

申込日： 年 月 日

---

会社名：

---

送り先住所： 〒

---

TEL：

---

FAX：

---

メールアドレス

---

所属・役職：

---

氏名：

---

ローマ字：

---

よみ：

---

備考：

---

※申込書受付票を折り返しFAX致しますので、必ずFAX番号もご記入ください。